

令和 年度 給与支払報告書 (総括表)

(令和 年分)

福岡県八女郡広川町長 宛

年 月 日 提出

給与支払報告書に添付して1月31日までに提出していただきます。
 名称・所在地等に誤りがありましたら訂正をお願いします。

個人・法人番号		指定番号	
郵便番号		〒	
フリガナ			
所在地			
フリガナ			
事業所の名称			
代表者氏名			
連絡者の所属係名氏名電話番号		氏名 TEL 内線 課 番 係	
広川町 処理欄		事業種目	
総受給者人員		人	所轄税務署 税務署
報告人員	特別徴収対象者	人	関与税理士等の氏名及び電話番号
	普通徴収対象者 (退職者)	人	氏名 (電話番号)
	普通徴収対象者 (退職者を除く)	人	納入書の送付
	報告人員の合計	人	必要 ・ 不要

縦線に沿って切り取る

※給与支払報告書(明細書)は1人につき1枚提出してください。

※この用紙は、1月31日までに提出していただく給与支払報告書に添付する総括表です。年末に改めて送付はしませんので、この用紙を切り取ってご利用ください。

町県民税の徴収方法について

・給与所得者の方につきましては、地方税法第321条の3及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収していただくことになっています。

・普通徴収申請書の理由A～Fにあてはまる方については普通徴収の申請ができます。この申請書の提出がない場合は全員を特別徴収として取り扱いますので該当される方がいるときは、普通徴収申請書を提出してください。

◎**特別徴収**(特徴)とは、給与支払者が毎月の給与支払の際に各人の町県民税を給与(毎月6月から翌年の5月までの12回)から差し引いて、市町村に納付する方法です。

◎**普通徴収**(普徴)とは、各個人が市町村から送られてくる納税通知書によって年4回(6月、8月、10月、翌年の1月)に分けて、市町村に納付する方法です。

詳しいことは、広川町役場税務会計課(0943-32-1114)にお問合せください

※ 税理士事務所等に事務を依頼されている場合は、必ずこの総括表もお渡しください。